

三重の森林づくり 実施状況報告書

(平成28年度版)

平成29年10月

三 重 県

第1章 トピックス	1
I 「三重県林業人材育成方針」を策定しました	2
II 紀伊半島初の大型合板工場の県内立地が決まりました	3
III 「尾鷲ヒノキ林業」が日本農業遺産に認定されました	4
IV 新たな木質バイオマス発電所の稼働と未利用間伐材の利用状況	5
V 県産材の需要拡大に向けた取組について	6
VI 新植地周辺でのニホンジカの捕獲を進めています	7
VII 森づくりに関する様々な活動のサポートを行っています	8
VIII 災害に強い森林づくりの取組を進めています	9
IX 伊勢志摩国立公園がナショナルパークを目指す先導的モデルに選定 されました	10
X 躍進する森林・林業のための技術開発	11
第2章 実施状況	12
I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	13
1 森林の整備及び保全	14
(1) 環境林整備の促進	14
(2) 生産林整備の促進	14
(3) 県行造林地の適切な管理の推進	15
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進	15
(5) 災害に強い森林づくりの推進	16
(6) 野生鳥獣との共生の確保	17
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化	18
2 森林の区分に応じた森林管理の推進	18
(1) 市町等と連携した森林管理の推進	18
(2) 森林資源データの整備と情報提供	18
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究	19
II 基本方針2 林業の持続的発展	20
1 林業及び木材産業等の振興	21
(1) 森林施業の集約化の促進	21
(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進	21
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進	22
(4) 特用林産の振興	22
(5) 効率的な木材生産のための研究	23
2 担い手の育成及び確保	24
(1) 林業の担い手の育成・確保	24
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化	25
(3) 山村地域の生活環境の整備	25

3	県産材の利用の促進	26
(1)	県産材の新たな販路開拓	26
(2)	県産材利用に関する県民理解の促進	26
(3)	信頼される県産材の供給の促進	27
(4)	木造住宅の建設の促進	27
(5)	公共施設等の木材利用の推進	28
(6)	木質バイオマスの有効利用の推進	29
(7)	新製品・新用途の研究・開発の促進	30
III	基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	31
1	森林文化の振興	32
(1)	新たな森林の価値の活用	32
(2)	森林を活かした連携交流の促進	32
(3)	里山の整備及び保全の促進	33
(4)	森林文化の継承	33
2	森林環境教育の振興	34
(1)	森林の役割に関する県民理解の促進	34
(2)	森林とのふれあいの場の提供	34
(3)	森林環境教育の効果的な推進	35
IV	基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	38
1	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	39
(1)	森林づくり活動への県民参加の促進	39
(2)	幅広い県民参画の機会の創出	40
(3)	身近な緑化活動の推進	40
2	森林づくりの意識の啓発	40
(1)	三重のもりづくり月間の取組	40
V	主な施策と予算	42
	参考資料	44
I	三重の森林づくり条例	45
II	三重の森林づくり条例基本計画2012	49
III	三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系	56
IV	用語解説	57

第1章 トピックス

I 「三重県林業人材育成方針」を策定しました

林業は、中山間地域の振興、活性化のために必要不可欠な産業であり、世代を超えた長期的な取組であることから、これからの森林・林業のあるべき姿（理想的な将来の姿）を明確にしたうえで、その実現に必要なとなる人材像や育成方法、育成機関のあり方等を検討会において議論し、平成29年3月に「三重県林業人材育成方針」を策定しました。

1 「豊かな森と地域を担う人づくり検討会」の開催

森林づくりや林業では、世代を超えた長期的な視点に立つとともに、皆が共有できる「森林・林業のあるべき姿」を明確にすることが重要です。

このため、県内9地区で林業関係者等と森林・林業将来ビジョン検討会を開催し(のべ開催回数16回、のべ出席者数111名)、意見交換を行うとともに、地域を代表する林業・木材事業者や学識経験者などを委員とする「豊かな森と地域を担う人づくり検討会」を8回開催し、森林・林業の望ましい将来像や林業人材の育成方法等について検討を行いました。これらの検討結果等を踏まえ、平成29年3月に「三重県林業人材育成方針」を策定しました。

2 「三重県林業人材育成方針」の概要

策定した人材育成方針では、三重県の森林・林業の特徴を示し、望ましい将来の森林・林業の姿を「森林・林業のあるべき姿」としてまとめました。また、それを実現するための、育成目標とする3つの人材像を以下のとおりとしています。

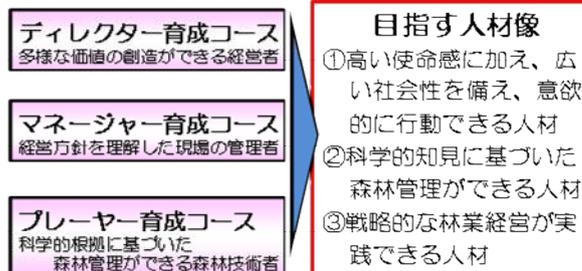
- ①林業に高い使命感を持ち、広い社会性を備え、意欲的に行動できる人材
 - ②将来にわたり森林の公益的機能を高めることができる人材
 - ③戦略的な林業経営が実践できる人材
- そして、将来の「あるべき姿」の実現に向け、育成方法のあり方、人材育成機関の考え方を示しています。

3 新たな林業人材育成機関「みえ森林・林業アカデミー」について

人材育成方針では、新たに人材育成機関として、「みえ森林・林業アカデミー（仮称）」を設立することとしています。

このアカデミーでは、主に既就業者を対象に、働きながら学ぶ仕組みを基本とし、育成する人材を以下に示す役割に応じて区分して、役割ごとの育成コースを設定することとしています。

- ディレクター
森林の管理や林業経営について総合的に判断できる経営者等
- マネージャー
ディレクターの経営方針を理解し、現場実践が最適化できる管理者等
- プレーヤー
具体的な将来の森林の姿を描き、その実現の為に行動できる作業員等
- 未就業者
林業への就業を希望する者、林業就業の可能性や適性を確認したい者



みえ森林・林業アカデミー（仮称）の特徴

- 人材の役割に応じた育成コースの設定
- 既存研修（国、民間等）と連携した研修カリキュラム

4 今後の対応

「みえ森林・林業アカデミー（仮称）」については、趣旨に賛同し、活動をサポートする産学官連携組織を立ち上げるとともに、人材の役割別に系統立てたカリキュラム、三重県全域をフィールドとした研修や施設利用の方法、人的な協力体制のあり方等を検討するなど、設立・開講に向け、準備を進めていきます。

II 紀伊半島初の大型合板工場の県内立地が決まりました

平成29年2月1日、県と多気町は、平成30年4月から同町内で合板工場を稼働させる株式会社日新と立地協定を結びました。



立地協定締結式

1 合板工場の概要

紀伊半島で初となる、この大型合板工場は、株式会社日新が非構造用合板の生産力を強化し、市場ニーズに迅速に対応する供給体制を構築することを目的に、多気町で建設が進められています。

新工場は、敷地面積約8万 m^2 、床面積約1.6万 m^2 で、最新の充実した設備と自動化率を高めた生産ラインを導入し、紀伊半島地域のヒノキ・スギを中心に、年間約10万 m^3 の原木を消費して、フロア台板合板、内装用合板等の非構造用合板を主体に、年間7.2万 m^3 の製品を生産する計画となっています。

非構造用合板は、輸入製品が大きなシェアを占めていることから、非構造用合板の生産・販売を通して輸入合板から国産材合板への切り替えを図っていくこととしています。

2 原木の安定確保

新工場で消費する年間10万 m^3 を超える原木は、国産材100%とする計画であり、三重県を主とする紀伊半島地域の木材市場、森林組合、素材生産業者と、株式会社日新との間で締結された原木安定取引協定により、県内外から安定的に確保する予定です。

また、株式会社日新では、独自の再造林支援に向けた助成制度を創設することで、主伐後の造林未済地の発生を防ぎ、森林資源の循環利用の促進に貢献することとしています。

3 合板工場立地の波及効果

県内に大型合板工場が整備されることは、新たに大量かつ安定的な原木需要が確保されるばかりでなく、紀伊半島地域で課題となっている虫害材の活用も見込まれ、林業生産の活力向上につながるものと大いに期待されています。

また、約45名の直接的な雇用に加え、木材運送業等関連産業での雇用創出なども見込まれ、地域の活性化に貢献することが期待されています。



合板工場建設予定地

工場所在地	多気郡多気町
生産能力	月産 6,000 m^3
生産品目	フロア台板合板、内装用合板 塗装型枠用合板等
原木消費量	年間 103,000 m^3 (国産材100%)
工場稼働時期	平成30年4月予定
工場従業員数	約45名
総投資額	工場建設・機械設備 約70億円

Ⅲ 「尾鷲ヒノキ林業」が日本農業遺産に認定されました

平成28年に、農林水産省が新たに創設した制度「日本農業遺産」に、尾鷲林政推進協議会(会長：尾上壽一紀北町長)が申請した、「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が認定されました。

1 日本農業遺産について

「日本農業遺産」は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などを一体的に評価し、特に重要性を有するものを農林水産大臣が認定する制度です。

2 認定された「尾鷲ヒノキ林業」の特徴

今回、全国で8地域が第1号として認定され、「尾鷲ヒノキ林業」は次のような点が評価されました。

- ① 急峻で痩せた土地において、適切な密度管理により、緻密な年輪が形成された高品質なヒノキを持続的に生産する独自の伝統的技術が継承されている



年輪が緻密な高品質な尾鷲ヒノキの原木

- ② 全国的に高性能林業機械や自動化された製材技術による低コスト林業が進む中、伝統的技術が今日まで継承されている



職人の手による高度な製材技術

- ③ 海岸線までヒノキが植林されている。など、地域の林業によって形成される景観は特徴がある



サミットで使用された尾鷲ヒノキの円卓

尾鷲ヒノキは、昨年開催されたG7伊勢志摩サミットにおいて首脳会議用円卓や、国際メディアセンターの檜舞台等、様々な場所に使用され、丁寧に人の手を加え育てられた木目の美しさは、海外からも高い評価を受けました。

江戸時代から約四百年にわたり、「尾鷲ヒノキ林業」として脈々と引き継がれてきた人と自然の営みが、今回改めて評価されたことは、地域としての誇りであり、今後の新たな需要拡大の取組推進に向けて非常に勇気づけられるものです。



農林水産省での認定証授与式の様子

3 今後の取り組み

今回の日本農業遺産の認定を契機とし、尾鷲市・紀北町の関係者と一丸となって、「尾鷲ヒノキ林業」の魅力のさらなる磨きあげやブランド力の向上などに取り組み、木材の消費拡大や熊野古道と連携した観光客誘致など、地域の活性化につなげていきたいと考えています。

IV 新たな木質バイオマス発電所の稼働と未利用間伐材の利用状況

FIT 認定を受けた木質バイオマス発電所として、平成26年11月から三重エネウッド(株)松阪木質バイオマス発電所が稼働していますが、平成28年度に新たに(株)中部プラントサービス多気バイオパワーと、(株)グリーンエナジー津バイオマス発電所が営業運転を開始し、県内で合計 3箇所の木質バイオマス発電所が、本格的に稼働しました。

これまで現場に放置されていた間伐材や丸太生産時に生じる枝や葉、根株部分などが燃料として利用できることで、林業の下支えとなり、地域における森林整備の促進や林業生産活動の活発化が期待されます。

1 県内の木質バイオマス発電所

- (1) 三重エネウッド(株)松阪木質バイオマス発電所は、平成26年11月1日に県内で初めて本格稼働しました。
- (2) (株)中部プラントサービス多気バイオパワーは、多気町クリスタルタウン工業ゾーンに建設され、平成28年6月27日に営業運転を開始し、7月15日に竣工式が行われました。



(株)グリーンエナジー津バイオマス発電所

- (3) (株)グリーンエナジー津バイオマス発電所は、津市雲出鋼管町で、平成28年7月1日に営業運転を開始し、8月2日に開所式が開催されました。木質チップ燃料については、津市とバイオマス産業都市構想にかかる連携協定に基づく協力体制のもと、地域の未利用間伐材などを積極的に活用する計画です。

2 木質バイオマスの安定供給に向けて

県内で 3箇所の木質バイオマス発電所が稼働し、未利用間伐材など木質バイオマスの需要が増大していることから、山側ではバイオマス利用を意識した採材が浸透し、実行されるようになってきました。

また、県内の間伐材等未利用材の供給量は順調に伸びており、供給体制の整備が進みつつあります。

しかし、3箇所の発電所の、需要量に対する県内産木質バイオマスの供給割合は、約 85%に留まっています。

間伐材等未利用材(県内産)の供給量 (供給量: t)					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
供給量	5,492	19,050	23,931	45,418	66,262
前年比	—	347%	126%	190%	146%

3 今後の対応

今後、県内や隣接県における新たな木質バイオマス発電所の建設等により、木質バイオマス需要のさらなる増大や、県外及び県境付近の地域からの調達が厳しくなることが見込まれるため、引き続き、主伐の促進による素材生産量の増加と木材の安定供給に取り組むとともに、効率的なバイオマスの集荷体制の整備に支援するなど、木質バイオマスの安定供給体制の構築に向けた取組を進めていきます。

各発電所の概要

木質バイオマス発電所	(株)グリーンエナジー津バイオマス発電所	(株)中部プラントサービス多気バイオパワー	三重エネウッド(株)松阪木質バイオマス発電所
所在地	津市	多気郡多気町	松阪市
発電出力	20,100kW	6,700kW	5,800kW
(一般家庭相当)	約4.5万世帯分	約1.4万世帯分	約1万世帯分
木質チップ(間伐材等由来)	約10,000 t/年	約13,000 t/年	約55,100 t/年
木質チップ(一般木材由来)	約38,000 t/年	約52,000 t/年	約29,500 t/年
PKS(パームヤシ殻)	約97,000 t/年	—	約7,260 t/年

※各発電所の燃料種別及び使用予定量は、FIT設備認定時の計画量を記載しています。

V 県産材の需要拡大に向けた取組 について

木質バイオマス等のチップ原料となるC・D材や、合板に用いられるB材の需要の拡大が見込まれる一方で、製材用材(A材)の需要は減少傾向にあります。木材価格の高いA材需要の減少が続けば、森林所有者の伐採意欲が失われ、B材やC・D材の供給も減少し、森林資源の循環利用が困難になることが懸念されています。

このことから、県産材の製材用原木(A材)や「三重の木」等製材品の需要拡大に向けた取組を進めています。



1 A材の需要拡大

(1) 「三重の木」住宅ネットワークづくり 交流会

A材(建築用材)の需要を拡大するため、木造住宅に関わる川上(素材生産業者等)から、川中(製材・流通)、川下(建築設計)に至る幅広い関係者が一堂に集い、交流を図ることによって、A材のサプライチェーンが形成されることを目的に「三重の木」住宅ネットワークづくり交流会を2回開催しました。特に、これまであまり県産材を使ってこなかった工務店等に参加を呼び掛けて、消費側と供給側のマッチングを図ることで、県産材の新たな流れができることを期待しています。

川上から川下までの県産材のサプライチェーンの構築



(2) 「三重の木」等利用拡大推進事業

森林や立木の伐採を見学するツアー、製材工場見学、住宅見学会や、川上・川中・川下の繋がりが見える形でPRする取組など、「三重の木」認証事業者等が連携して行う、一般住宅における「三重の木」認証材等の良さを消費者に体感してもらえる取組を支援しました。

なお、この事業では、消費者に「三重の木」に関する理解を深めてもらうことはもとより、認証事業者同士の連携促進を図ることも目的としています。

(3) 「三重の木」等県産材のPRや販路開拓

県産材の良さを知ってもらうため、県産材による魅力的な空間づくりをPRするイベント等に支援するとともに、建築士等と連携して県内のショッピングモールなどで県産材住宅のPRイベントを開催しました。

また、木材関係者に対して、新たな木材需要として期待されているCLTに関する研修会等を開催しました。

さらに、県外に向けては、首都圏における住宅関係展示会に出展して三重県産材の情報発信を行うとともに、「三重テラス」において県内の木材産業関係者と首都圏の建築関係者との商談会を行いました。

2 県産材の海外輸出

韓国など輸出先国での木材需要の増大等を背景に、国産材の丸太輸出量は近年大幅に増大しています。三重県においても、平成26年度以降、中国、台湾、韓国への原木輸出が行われています。

平成28年度は、内装材用原木など付加価値の高い木材の販路開拓と、輸出用の県産材原木の供給体制の整備などに取り組み、県産材の輸出促進を図りました。

3 今後の取り組み

今後も引き続き、木材需要の大宗を占める住宅分野をはじめ、商業施設や公共建築物等の非住宅分野における販路拡大や利用推進に取り組んでいきます。

VI 新植地周辺でのニホンジカの捕獲を進めています

ニホンジカ（以下、シカ）による森林被害が深刻な地域において、国、県等の関係機関が連携し、シカによる森林被害対策を推進しています。

1 三重県森林被害緊急対策協議会の開催

近年、森林においては、シカによる造林木の食害や剥皮の被害、下層植生の消失や踏み付けによる土壌流出等に伴う公益的機能の低下が懸念されている状況です。

このため、県内の関係機関が連携し、モデル的に広域的かつ計画的な捕獲等を行い、捕獲等に必要ノウハウの蓄積や捕獲体制を整備し、シカによる森林被害対策を推進することを目的として、三重県森林被害緊急対策協議会が設立されました。

第1回協議会において、緊急捕獲等実施事業や捕獲強化のための行動把握事業について、事業実施区域、実施期間、捕獲実施手法等の検討を行いました。

また、第2回協議会において、事業実施の結果について検証を行いました。

協議会構成団体

三重県森林組合連合会
三重県猟友会
三重県森林管理署
森林整備センター津水源林整備事務所
中勢森林組合
松阪飯南森林組合
津市
松阪市
三重県



第1回三重県森林被害緊急対策協議会の開催

2 実施内容及び結果について

シカは伐採跡地などの開放的なエリアを好む傾向があることから、新植地周辺において、くくり罠及び箱罠を用いたシカの捕獲を実施しました。

また、併せて事業実施前後におけるシカの生息状況調査を実施し、捕獲強化のためのシカの行動把握を行いました。

今年度は、森林被害が深刻でシカの生息密度が高い、津市美杉町の新植地周辺においてシカの捕獲を実施し、捕獲目標頭数80頭に対して、79頭を捕獲することができました。

しかし、生息状況調査では、捕獲による出没数の大幅な低下を確認することはできませんでした。



生息状況調査で確認されたニホンジカ

3 今後の取組について

平成28年度に検証した結果等を参考に、今年度も、本協議会において実施時期及び実施場所等を検討のうえ緊急捕獲等実施事業に取り組みます。

また、シカによる森林被害が深刻な地域における、より効果的な捕獲手法等を確立し、県内全域に普及していきたいと考えています。

Ⅶ 森づくりに関する様々な活動のサポートを行っています

県では、子どもたちを中心に、森林や木に触れ、親しみ、学ぶ森林環境教育や木育の取組を進めるとともに、NPOなどの市民活動団体に取り組む森づくり活動の支援を行っています。

こうした取組を県内に広げていくため、平成28年4月1日に「みえ森づくりサポートセンター」を開設しました。

1 サポートセンターの概要

「みえ森づくりサポートセンター」は、「みえ森と緑の県民税」を活用して、県民全体で森林を支える社会づくりのうち、森林環境教育や木育、森づくり活動を県内全域に拡大するため、活動環境の基盤整備や広域的・総合的なサポートを行い、地域の取組を促進することを目的としています。

(1) 設置場所

各地域の取組をサポートしていくうえでは、学校や指導者、施設等の関係者のニーズに応じたフェイスtoフェイスのきめ細かい対応が求められるため、県内各地へのアクセスに優れた三重県林業研究所内に設置しました。



みえ森づくりサポートセンター

(2) サポートセンターの運営とスタッフ

(公社) 三重県緑化推進協会が指定管理者となり、センター長、副センター長、森づくり推進員の3名体制で運営しています。

2 サポートセンターの取組内容

(1) 森林環境教育・木育のサポート

学校などで取り組まれる森林環境教育・

木育の活動にかかる指導者の紹介や、プログラム作成などのサポートを行います。

また、これから森林環境教育や木育を始める方を対象とした出前授業を行います。

(2) 指導者の育成

森林環境教育・木育の指導者や木育インストラクターの養成、指導者に登録された「森のせんせい」のスキルアップを図るための講座などを開催します。

(3) 森づくりのつながり

「森のせんせい」のネットワークの構築や、森林環境教育・木育、森づくり活動を行う団体との連携により、各種活動の促進や指導者の育成等に取り組めます。

(4) 森づくり活動のバックアップ

森づくり活動団体や、これから森づくりを始めてみたい方を対象に、技術力の向上を図る講座を行います。

(5) 物品や資機材の貸出

森づくり活動に必要な資機材や、木育に活用できる三重県産材を活用した遊具等の貸出を行います。

(6) イベントの開催

広く木育の取組を伝えるための「場」として「ミエトイ・キャラバン」を開催するほか、指導者の実践の「場」として「森の学校」など、各種イベントを開催します。



「ミエトイ・キャラバン」の開催

3 情報発信

ホームページやFacebookページなどで活動情報などを発信しています。ぜひご覧ください。

<https://www.facebook.com/miemoridukur i>

Ⅶ 災害に強い森林づくりの取組を進めています

近年、豪雨等の異常気象が増加していることを踏まえ、流木や土砂の流出による災害発生への恐れがある崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの森林を対象に、「みえ森と緑の県民税」を活用した「災害に強い森林づくり」（災害緩衝林整備事業）に取り組んでいます。

1 事業の概要

災害緩衝林整備事業では、溪流内における危険木を伐採して現場外へ搬出することで、流木の発生を抑止するとともに、溪流沿いの過密な森林で調整伐を行うことにより、溪岸部では、樹木を大径化して上流から流れてくる土砂や流木の流下を緩衝し、山腹部では、根系の発達を促進し、倒木や土砂等の溪流への流入・流出を抑制する森林づくりを目指しています。

2 これまでの取組状況

平成26年度から、この事業に着手しており、平成30年度までに150箇所を整備することを目標としています。

平成28年度末までに、18市町において累計111箇所（進捗率74%）の整備を行いました。これにより、危険木15,576m³を除去するとともに、調整伐により777haの森林を整備しました。

平成29年度以降も引き続き、災害に強い森林づくりに取り組んでいきます。



災害緩衝林整備事業整備前の状況（紀北町）



災害緩衝林整備事業整備後の状況（紀北町）

3 事業の効果検証にかかる調査・研究

災害緩衝林整備事業における溪岸部、山腹部での整備効果を検証するために

- ①土砂受け箱による表土流出抑制効果
- ②航空レーザ測量による成長促進効果
- ③立木引き倒し試験による根系抵抗力の検証を行っています。



土砂受け箱の設置状況



立木引き倒し試験の実施状況

IX 伊勢志摩国立公園がナショナルパークを目指す先導的モデルに選定されました

平成28年7月伊勢志摩国立公園が、環境省が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルの実施箇所として選定されました。

1 国立公園満喫プロジェクト

訪日外国人旅行者の倍増を目指し、平成28年3月に政府が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、インバウンドの増大を図ることが示されました。

これを受けて、環境省では、国立公園のナショナルパーク化を進めるため、伊勢志摩国立公園を含む全国で8箇所の国立公園を「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定しました。

国立公園満喫プロジェクトに選定された国立公園

国立公園名	選定のポイント
阿蘇くじゅう	災害復興、カルデラと千年の草原
阿寒	観光立国ショーケース、エコツーリズム全体構想
十和田八幡平	震災復興、温泉文化
日光	欧米人来訪の実績
伊勢志摩	伝統文化、エコツーリズム全体構想
大山隠岐	オーバーユースに対する先進的取組
霧島錦江湾	多様な火山と「環霧島」の自治体連携
慶良間諸島	サンゴ保全の取組、エコツーリズム全体構想

2 伊勢志摩国立公園での取組

伊勢志摩国立公園では、平成28年9月に関係市町や観光関係団体、交通事業者、環境省、県などを構成員とした「伊勢志摩国立公園地域協議会」を設立しました。協議会においてナショナルパーク化に向けた議論を重ね、平成28年12月に具体的な取組内容を記載した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を策定しました。

3 「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」の概要

ステップアッププログラムでは「悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海」をコンセプトとして、2020年までに伊勢志摩国立公園を訪れる外

国人旅行者数を10万人とすることを目標としています。そして、これらを実現するための取組方針として

①アクセス道の環境整備

(駅や港などの主要交通拠点やアクセスルート of 景観改善、機能向上等を推進)

②多様な主体によるサービスの提供

(地域全体でツアープログラムの充実等の多様なサービスの提供を推進)

③まちなみ等の景観改善

(景観計画の作成等による景観改善の推進)

④インバウンド対応のための施設整備等

(標識類の多言語化、利用施設のユニバーサルデザイン化、通信環境の整備等を推進)

⑤人材育成

(地域資源を活用し保全する団体やガイド等の育成推進)

⑥国立公園への誘導・プロモーション

(ファミトリップ等の様々なツールを活用した、効果的なプロモーション活動の推進)

に取り組むこととしています。



横山展望台からの英虞湾の景観

4 今後の対応

今後は、ステップアッププログラムに基づき、優れた景観や自然の魅力を確実に保全するとともに、国内外からの集客・交流の拡大を図り、伊勢志摩国立公園が世界水準のナショナルパークとなるよう取り組んでいきます。

「伐って、使い、また植える」という森林資源の循環利用を進めていくためには、造林コストの縮減、効率的な作業システムの選択、シカによる森林被害対策など様々な課題があります。

そこで、林業研究所では、造林コストの縮減につながる低密度植栽や、再造林に不可欠な優良種苗の確保、路網整備と高性能林業機械を用いた生産性やコスト収支の算出システムの開発、シカによる森林被害への対策、などの試験研究に取り組んでいます。

1 特定母樹によるコンテナ苗の生産技術の開発

エリートツリーの中でも、特に成長や剛性、通直性が優れ、花粉の発生量が少ない系統が特定母樹として指定されており、この系統を用いて、特定母樹の増殖や、ミニチュア採種園の造成を行っています。平成30年度以降、このミニチュア採種園から特定母樹の種子が採取できる予定です。

また、これらの特定母樹の種子を用いて、コンテナによる育苗技術の開発を行っています。



特定母樹によるコンテナ苗

特定母樹から生産されるコンテナ苗は、従来の植栽適期以外でも高い活着率が見込めることから、植栽適期を拡大できる可能性があります。また、成長が優れているため、下刈り回数が少なく済むことによる育林経費の削減、伐期の短縮など低コスト林業への貢献が期待されています。

2 間伐促進のための収穫コスト予測システムの開発

施業集約化を進めるには、個々の森林所有者に事前に生産性やコストを提示して合意形成を図ることが重要です。しかし、搬出間伐における現場条件は多様であり、事前に所有者ごとの生産性やコスト収支を算出する作業は、手間がかかり事業体の負担となっています。

そのような集約化における事前作業を省力化するため、現場の作業条件や路網と使用する高性能林業機械から、生産性やコストを予測することができるシステムを開発しました。

3 森林所有者・林業事業体のためのニホンジカ捕獲マニュアルの作成

造林地のシカ被害を軽減するためには、森林所有者や林業事業体が、自らニホンジカを捕獲し、密度を管理することが重要です。

そこで、増え続けるニホンジカ被害対策を促進するため、捕獲マニュアルを作成しました。このマニュアルでは、造林地で使用できる移動組立式囲い罠、箱罠及びくくり罠の特徴を解説するとともに、シカが頻繁に出没する場所の確認や餌での誘引の可能性など、罠の設置前の確認事項のほか、罠捕獲で使用する餌の選び方、餌付けの方法、罠の設置場所など、注意点やポイントを解説しています。



森林所有者・林業事業体のためのニホンジカ捕獲マニュアル

第2章 実施状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成28年度	平成28年度	平成37年度
間伐実施面積 (H18からの累計)	80,017ha	89,600ha	140,000ha
〔平成28年度実績〕	〔4,123ha〕	〔5,600ha〕	

※目標値は2006年度(平成18年度)以降の間伐実施面積の累計としました。

【平成28年度評価】

平成28年度は造林事業、森林環境創造事業、治山事業及び、みえ森と緑の県民税を活用した事業などにより、4,123haの間伐等が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計は80,017haとなりましたが、目標としていた89,600haを達成することはできませんでした。

平成24年度を境に、本格的に「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換が行われ、予算規模の伸びが見られない中で、造林事業の事業単価が増加したことにより、単年度当たりの間伐面積は伐捨間伐が主体であった平成23年度以前と比較して大きく減少した状態が続いています。

平成28年度は、新たに、次世代木材生産・供給システム構築事業や、合板・製材生産性強化対策事業などの合板工場等へ効率的に間伐材を供給するための非公共事業等を活用して搬出間伐の推進に努めましたが、公共事業予算が減少傾向にあることなどから、平成28年度の単年度の実績値は目標の5,600haを下回り、平成18年度からの累計についても目標を下回る結果となっています。

平成29年度は、森林施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化に継続して取り組み、間伐実施面積の確保に努めます。また、手入れを放棄している森林所有者に対して、森林整備に対する様々な支援制度を周知し、間伐等の実施を働きかけます。

指標：間伐実施面積（累計）



I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度の環境林整備は、森林環境創造事業及び環境林整備事業により、植栽3ha、間伐626ha、下刈10haを実施しています。森林環境創造事業の平成13年度からの着手面積の累計は13,087haとなり、計画面積15,400haの85.0%の進捗状況となっています。

また、認定林業事業体が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う地区森林

環境林整備のイメージ



間伐放置林



針広混交林

管理協議会も20市町に設置されています。

なお、環境林における間伐は、森林環境創造事業等のほか、治山事業422ha、市町単独事業等その他301haを含め、計1,349haを実施しました。

【地区森林管理協議会設置状況】

地区森林管理協議会設置市町

鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市、多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町、大紀町、度会町、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。



整備された生産林



生産林における間伐材の搬出状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

【平成28年度の取組】

平成28年度の生産林整備は、低コスト造林推進事業をはじめ国補造林事業により間伐及び保育間伐970ha、植栽52ha、下刈210ha、枝打ち21haなど、また県単造林事業により間伐及び保育間伐193ha、植栽5ha、下刈2ha、枝打ち2ha等を実施しました。

生産林における間伐は、造林事業等のほか、治山事業132ha、次世代木材生産・供給システム構築事業等237ha、森林農地整備センター861ha、市町単独事業等その他381haを含め、計 2,774haを実施しました。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、県内14市町34ヶ所地上権設定した県行造林地のうち、鈴鹿市内の椿県行造林で、NPOと森林整備についての協定を締結し、間伐を実施しました。また、平成24年度にフォレストック認証を取得し、企業等にCO2吸収量をクレジットとして販売しており、平成28年度は181t-CO2を販売しました。

県行造林種類別契約状況（平成29年3月末現在）

県行造林の種類	契約件数	面積 (ha)	契約期間	分収率 (県：所有者)
模範林	12	1,015.25	M39～H75	9:1,5:5,6:4
大礼記念林	5	481.65	S5～H72	5:5
紀元2600記念林	10	622.98	S25～H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28～H56	5:5
皇太子殿下御成婚記念	5	180.45	S37～H58	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41～H67	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52～H72	6:4
計	50	3,408.95		



柘植県行造林(伊賀市)

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度を適正に運用することにより、森林の適正な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

三重県における保安林の指定状況

区分	面積 (ha)	比率
水源かん養	80,215	59.1%
土砂流出防備	42,451	31.3%
土砂崩壊防備	170	0.1%
防風	173	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※11,933	8.8%
風致	79	0.1%
計	125,201	100.0%

※保健保安林は、兼種10,527haを含む。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、県内の保安林指定面積は92ha増加し、平成28年度末現在県内の森林面積の約34%にあたる125,201haの森林が、保安林に指定されています。

また、林地開発については、平成28年度に18件、131haを許可しています。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



土砂流出防備保安林（紀北町）



防風保安林（熊野市）

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

【平成28年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。

平成28年度末現在、山腹崩壊危険地区2,016地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,001地区となっています。なお、平成28年度末でのこれらの山地災害危険地における、治山事業の着手率は52.6%となりました。

平成28年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）554haを実施しました。



治山事業の実施（津市）

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、16市町、41箇所において、流木となる恐れのある危険木7,681m³の除去と、溪流沿いの山腹で、土砂や流木の流出を抑止するための調整伐303haを実施しました。さらに、土砂・立木緊急除去事業では、5市町6箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂18,700m³と、156m³の流木の除去を行いました。



災害緩衝林の整備（津市）

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度の、野生鳥獣による林業被害額は1億9,600万円で、ニホンジカによる、スギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約93%を占めています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成28年度は新植地等へ防護柵を36,264m設置しました。（造林事業：31,160m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：5,104m）



植栽地への防護柵の設置（紀北町）

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

一方、平成28年度の狩猟登録者数は3,232人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

また、ニホンジカによる森林被害が深刻な地域において、被害対策を推進するため、県内の各関係機関が連携し、三重県森林被害緊急対策協議会を平成28年12月に設立しました。

この協議会で、緊急捕獲の実施方法や

捕獲強化のための行動把握等について検討を行い、平成28年度は、津市美杉町の新植地周辺において79頭の捕獲を実施しました。

林業研究所では、造林地でのニホンジカによる被害を軽減するため、森林所有者や林業事業者が自らニホンジカを捕獲し、生息密度を管理することができるよう、造林地で使用できる罠の種類や特徴、罠を設置する前の確認事項、囲い罠・箱罠・くくり罠を使用する際の注意点などをわかりやすく解説した捕獲マニュアルを作成しました。

また、造林地においてニホンジカを効率的に捕獲するため、被害を引き起こすシカ集団の頭数を赤外線センサーカメラで把握した後、人工知能（AI）ゲートを用いて捕獲する、ICT（情報通信技術）を活用した捕獲技術の実証に取り組んでいます。



人工知能ゲートを利用した囲い罠によるニホンジカの捕獲試験（大紀町）



捕獲されたニホンジカ（大紀町）

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を9.4ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を6.8m³実施しました。

松くい虫被害及び林野火災発生状況

区分	松くい虫		林野火災	
	面積(ha)	材積(m ³)	件数	面積(ha)
平成23年度	946	2,821	43	21
平成24年度	954	2,840	21	1
平成25年度	823	2,528	48	2
平成26年度	758	2,572	46	2
平成27年度	668	2,189	17	0
平成28年度	654	2,218	20	3

さらに、近年、カシノナガクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、伊賀森林計画区における地域森林計画を樹立するとともに、平成29年度の尾鷲熊野森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて調査を実施しました。

平成29年度以降に地域森林計画を樹立する森林計画区

区分	森林計画区名	対象市町
平成29年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成30年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成32年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
平成33年度	伊賀	伊賀市、名張市

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

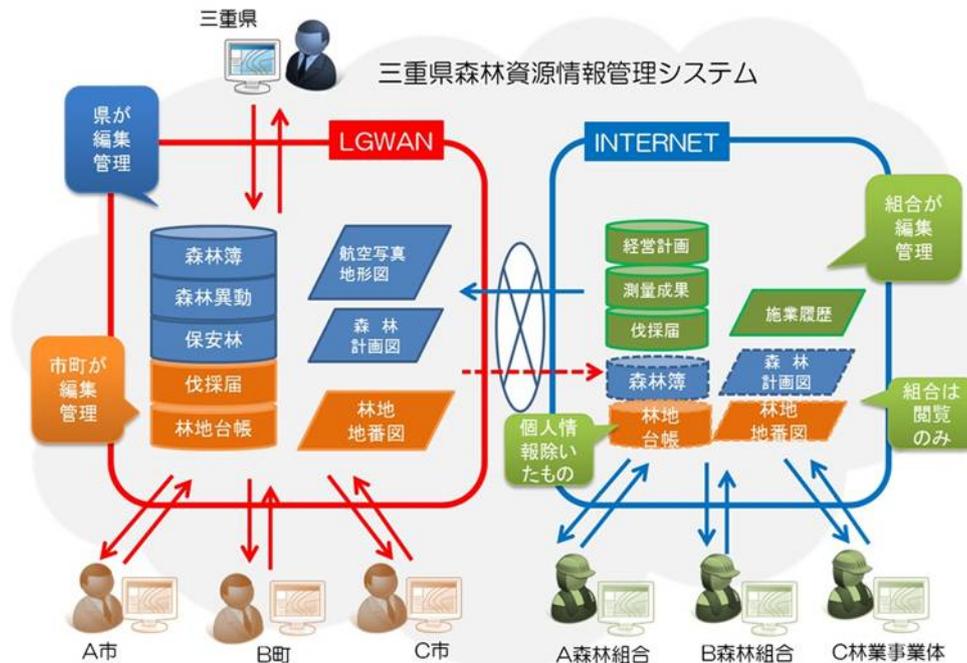
【平成28年度の取組】

平成28年度は、森林資源情報の整備を進めるとともに、市町とのデータ共有など、より効果的な森林資源情報の活用に向け、森林GISを再構築し、クラウド型の森林GISを導入しました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

また、新たに制度化された林地台帳を整備するため、市町に対し、森林所有者情報等の提供を行いました。

さらに、森林施業の集約化に取り組む林業事業体に、森林資源情報を提供しました。



(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成28年度の取組】

ニホンジカの分布域拡大や個体数増加に伴い、苗木の食害や林木の剥皮害のみならず、過度の採食による下層植生の衰退から表層土壌の流出や生物多様性の低下など森林のもつ公益的機能の低下を招く恐れがあります。

そこで、落葉広葉樹林の下層植生の衰退度を検証した結果、鈴鹿山脈、布引山地、台高山脈などの高標高地で衰退度が高い地域が確認され、伊勢平野や伊賀盆地など低標高地において、衰退度が低い地域と無被害地域が確認されました。

そのため、高標高地において森林を適正に管理するためには、防鹿柵の設置や捕殺などにより、ニホンジカを林床に近づけないことが重要となります。



下層植生が衰退した落葉広葉樹林

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成28年度	目標	
		平成28年度	平成37年度
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	316,000m ³	366,000m ³	498,000m ³

※実績値は木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【平成28年度評価】

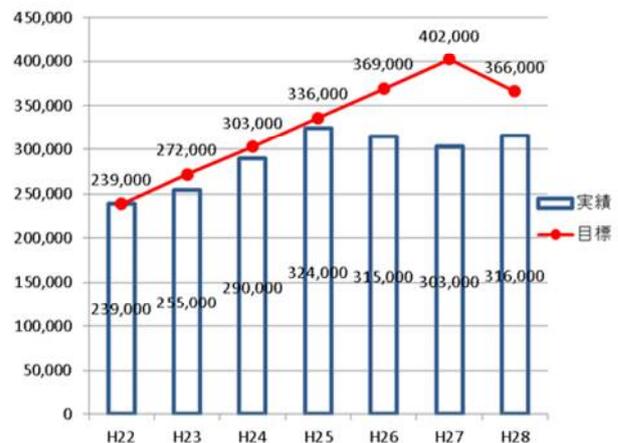
平成28年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、主伐を促進するための低コスト造林（低密度植栽）の推進や、搬出間伐を促進するための、路網整備や高性能林業機械の導入などに支援しました。また、架線集材技術や高性能林業機械の操作・メンテナンス技術など、高いスキルを持った林業技術者の育成に取り組みました。さらに、県産材の需要拡大を図るため、「三重の木」等をPRする取組等への支援や、林業・木材産業関連事業者のネットワーク化に向けた交流会の開催などを行いました。

これらの取組により、「県産材の素材生産量」の実績は、昨年度より増加し、**316千m³**となりましたが、目標である**366千m³**を下回っています。

木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用が**189千m³**で対前年比**94%**と減少しましたが、木質バイオマス燃料用は**94千m³**で、対前年**112%**の増加となりました。平成28年度は県内に新たに**2基**の木質バイオマス発電所が稼働し、チップ等の木質バイオマス燃料の需要は益々高まっています。このように、価格の安いC材の需要は増加しているものの、価格の高い建築用材等A材の需要が伸びないため、森林所有者の伐採意欲の向上につながっていない状況にあります。

平成29年度は、素材生産量の増大に向け、これまでの低密度植栽に加え、伐採・地拵え・植栽を連携して実施する「一貫作業システム」による低コスト造林技術の検討を行うほか、路網整備、高性能林業機械の導入等による生産性の向上に引き続き取り組みます。また、平成30年度に県内で大型合板工場が操業を始めることから、拡大するB材需要に対応するため、合板工場や木材市場、素材生産業者等による協議会を設置し、木材市場を核とした原木の安定供給体制の構築を図ります。さらに、建築用材等A材の需要拡大に向け、建築士・工務店・製材業者等の連携による川上から川下までのサプライチェーンを構築し、「顔の見える家づくり」を広げることで、良質な県産材を消費者が選択しやすい仕組みづくりを進めます。

指標：県産材素材生産量



Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

【平成28年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者や林業事業体に指導を行いました。また、境界の明確化や森林所有者等の合意形成を促進し、施業の集約化に取り組みました。

この結果、平成28年度末時点での森林経営計画の作成面積は**51,652ha**となりました。

森林経営計画の作成面積

管内	作成面積 (ha)			計
	林班計画	区域計画	属人計画	
四日市	1,367	272	411	2,050
津	987	1,312	1,183	3,482
松阪	6,453※	5,114	6,325	17,640
伊勢	2,366※	677	6,703	9,743
伊賀	709	1,249	302	2,260
尾鷲	1,260	2,570	6,965	10,795
熊野	1,074※	391	4,231	5,682
計	14,215	11,586	26,120	51,652

※ 区域計画又は属人計画との重複があるため、面積の合計は合致しません。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や、高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業シ

ステムづくりを進めます。

あわせて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、全国的な製材工場等の大型化や木質バイオマス需要等に対応できる、県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

【平成28年度の取組】

平成28年度は林道事業において、林道開設**13**路線、**17**工区の整備を実施しました。



林道開設 鶴ガ坂線（度会町）

また、平成28年9月の台風16号等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道三和片川線 被災状況（熊野市）

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



林道三和片川線 復旧状況（熊野市）

さらに、森林整備加速化・林業再生基金事業により、林内路網9,183mの開設、高性能林業機械10台の導入を進めることで、搬出コストの低減を図りました。



森林作業道の開設（名張市）



高性能林業機械の導入（スイングヤーダ：大紀町）

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、木材産業の振興を図ります。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、B材の需要拡大に向け、合板・製材生産性強化対策事業により、紀伊半島で初となる大型合板工場の整備に対して支援を行うこととしました。

また、C材の利用を促進するため、森林整備加速化・林業再生基金事業により、移動式チップパーやバイオマス燃料配送車など、木質バイオマス利用施設等の整備に助成しました。

森林整備加速化・林業再生基金事業の実績

事業区分	事業量
林内路網整備	9,183m
森林境界明確化	1,972ha
高性能林業機械	10台
木造公共施設等整備	1施設
木質バイオマス利用施設等整備	4施設

(4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこのなどの特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためのイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度 三重県栄養改善大会「みえの食フォーラム」において、三重のハタケシメジの試食品及びパネル展示によるPRを実施し、ハタケシメジの利用拡大に向けた普及啓発を行いました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



三重県栄養改善大会「みえの食フォーラム」

林業研究所では、新しいきのこの生産を導入するために、独特の形状と風味があるササクレヒトヨタケの空調栽培マニュアルを作成しました。

ササクレヒトヨタケの生産には、既存のハタケシメジの生産技術や設備が活用できるほか、比較的高い温度（18～22℃）・湿度（90%程度）で発生が可能のため、空調施設栽培において夏場の消費電力を削減し、生産費を低減することができます。



ササクレヒトヨタケの空調栽培

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成28年度の取組】

再造林や保育にかかるコストの低減により、林業経営の採算性を向上させることを目的に、皆伐から地拵え、植栽、獣害防護柵等の設置までの一貫作業にかかる工程を調査した結果、地拵え作業では枝葉の搬出を事前に行った場合には**23%**のコスト削減が、また、獣害防護柵設置作業では機械による資材運搬を行うことで**100m**当たり**25%**のコストを削減できる可能性があることが分かりました。



スギ、ヒノキのコンテナ苗

さらに、様々な地形や作業条件のもとで、生産性やコストを予測し、間伐材を効率的に集材、造材、搬出し、トータルコストの低減が可能な作業システムを最適化することができる、「収穫コスト予測システム」を開発しました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

2 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、森林施業プランナー、高性能林業機械オペレーター等の人材育成を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促進するため、林業職場体験研修を6校で実施したほか、(公財)三重県農林水産支援センターと連携して就業希望者と事業体とのマッチングを目的に、就業・就職フェアを開催しました。

また、林業技能者育成研修(18.5日間)を実施し、5名の研修生が林業に必要な基本的な技能・資格を習得するための支援を行いました。



林業職場体験研修

新規林業就業者数の過去10年間の推移

区分	人数
平成19年度	45
平成20年度	59
平成21年度	63
平成22年度	84
平成23年度	41
平成24年度	42
平成25年度	41
平成26年度	40
平成27年度	41
平成28年度	49

成熟しつつある森林資源を活用するため、架線集材などの主伐や再造林に必要な人材の確保・育成に向けた、新規就業者の雇用支援や架線集材技術の研修等の実施、高性能林業機械のメンテナンス講習などを行いました。

さらに、「木の駅プロジェクト」の取組などと連携して、主体的に間伐等を行う自伐林家を育成するために、間伐技術や搬出技術の研修を行いました。



自伐林家向けの搬出技術研修会

今後の持続的な林業経営の実施と発展のために必要な人材像とその育成方法や、育成機関のあり方等について、「豊かな森と地域を担う人づくり検討会」において議論し、平成29年3月に「三重県林業人材育成方針」としてまとめました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

また、林業体験と林業リーダー育成の2つのコースを設定した林業講座「もりびと塾」を新たに開講し、林業人材の育成・確保に取り組みました。



「もりびと塾」開講記念講演会

林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成28年は本県で死亡災害が3件発生しました。また、休業4日以上 の被災者数は54名で、平成27年に比較して18名増加しました。

過去10年間の林業労働災害の状況

区分	被災者数(人)	うち死亡(人)
平成19年	72	1
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0
平成24年	70	2
平成25年	47	2
平成26年	44	0
平成27年	36	0
平成28年	54	3

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等による経営の改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画に基づく計画的な施業の実施や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等によ

り必要な事業体の育成・確保を進めます。

【平成28年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が樹立する、労働環境の改善や事業の合理化などを図るための「改善計画」について、新たに2事業体の認定を行いました。

平成28年度末現在、46の事業体が「改善計画」の認定を受けています。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



治山事業 復旧状況(度会町)



治山事業 復旧状況(松阪市)

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

3 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、原木の輸出や住宅以外の木材利用など、新たな県産材製品等の需要拡大に取り組みます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、3月に東京で開催された「建築建材展2017」に三重県ブースを設置し、木材関係団体等と連携して「三重の木」認証材等のPRを行いました。

また、首都圏営業拠点「三重テラス」において首都圏の建築士等と県内木材産業関係者との商談会等を開催するなど、県産材の販路開拓に取り組みました。

海外輸出については、家具用材となる高品質なヒノキ原木の試験輸出に対して支援するなど、付加価値の高い原木の輸出促進に取り組みました。

また、木材関係者等に対して、新たな建築資材であるCLTに関する研修会を開催するなど、新たな需要の創出に向けた情報発信に努めました。



首都圏イベント（建築建材展2017）



木づかい交流会（三重テラス）

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や、森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、県産材を積極的に使うことが三重県の森林を守ることに繋がることが県民に理解してもらうため、「県産材普及啓発リーフレット」を作成し、イベント等で活用したほか、暮らしの中に県産材を取り入れた魅力的な空間づくりをPRするイベントを開催し、県産材利用をアピールしました。



県産材普及啓発リーフレット

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



魅力的な空間づくりのPR

また、県民に県産材の良さを知っていただき、木造住宅等への利用を促進するため、三重県木材協同組合連合会や、建築・林業関係者など住宅や木材に関わる方々と連携して、『「三重の木」でつくる暮らし展2016』を開催するとともに、木育や木材利用への理解を深めていただくためのセミナーを開催しました。



「三重の木」でつくる暮らし展2016

(3) 信頼される県産材の供給の促進

品質が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、「三重の木」利用推進協議会と連携して、製材の日本農林規格（JAS）の基準に合わせて天然乾燥の区分を新設するなど、「三重の木」の認証

基準の見直しを行いました。

また、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品等の紹介を行い、県産材利用を促進しました。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、「三重の木」認証事業者等の複数の事業者が連携して森林や製材工場の見学ツアー、住宅見学会などを行う14取組に支援し、消費者に「三重の木」に関する理解を深めてもらうとともに、一般住宅における「三重の木」認証材等の利用推進を図りました。

「三重の木」認証材出荷量

年度	出荷量 (m ³)
平成20年度	8,740
平成21年度	8,668
平成22年度	9,154
平成23年度	9,802
平成24年度	12,596
平成25年度	17,154
平成26年度	17,923
平成27年度	24,924
平成28年度	22,709

また、木材の利用者と供給者のマッチングを図り、県産材の新たな流れを作るため、木造住宅建築に関わる川上(素材生産等)から、川中(製材・流通)、川下(建築設計)に至る幅広い関係者による交流会を開催し、A材(建築用材等)のサプライチェーンの構築に努めました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、三重県県産材利用推進本部において、県有施設の木造・木質化に向け、取組を進めるとともに、公共建築物等の木造・木質化を推進するため、市町や木材関係者を対象に、「公共施設木造・木質化研修会」を開催しました。

また、県産材を使用した木造公共施設等を掲載した「県産材利用事例集」を作成し、市町や私立幼稚園・保育園に配布して、県産材の利用を働きかけるとともに、個別訪問により木造・木質化のPRを行いました。



あすまいる（津市）

公共建築物等における県産材の利用実績は、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」（津市）や、東紀州くろしお学園（熊野市）など県が整備する施設において478m³、鳥羽市立神島小学校神島中学校（鳥羽市）や、金輪集会所（大紀町）、尾鷲第三保育園（尾鷲市）など市町等が整備

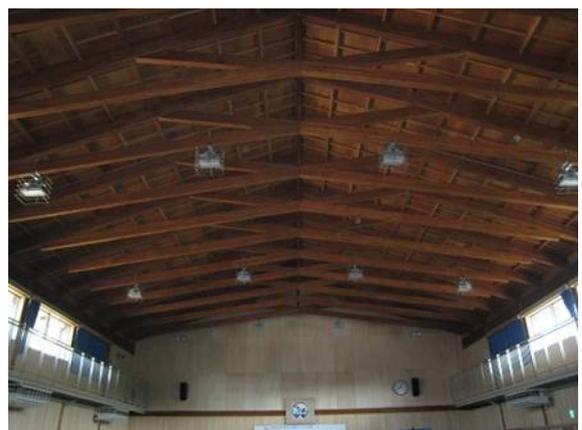
する施設において556m³が利用されました。



あすまいる（津市）



東紀州くろしお学園（熊野市）



東紀州くろしお学園（熊野市）

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



尾鷲第三保育園（尾鷲市）



尾鷲第三保育園（尾鷲市）

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で2,559m³の間伐材を使用しました。



公共工事等の利用事例 木製谷止工（伊勢市）



公共工事等の利用事例 間伐材型枠（津市）



公共工事等の利用事例 工事バリケード（津市）

（6）木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、津市及び多気町で、新たに2基の再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電所が稼働しました。

県内で3箇所の木質バイオマス発電所が稼働する中で、間伐材等木質バイオマスの安定確保を進めるため、木質バイオマスを供給する事業者の高性能林業機械等の導入や、地理的に不利な地域からの

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

原木運搬への支援に加え、チップ生産事業者の移動式チップパーや燃料配送車等の導入への支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。



木質バイオマス発電所（多気バイオパワー）



移動式チップパーの導入（大紀町）



燃料配送車の導入（大台町）

また、間伐材などの未利用材等を木質バイオマスに有効活用するため、市町や森林組合、NPOなどと連携して「木の駅プロジェクト」の取組を推進しました。

その結果、平成28年度は、県内6地域において「木の駅プロジェクト」の取組が行

われています。



木の駅での集荷状況（津市美杉町）

（7）新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

【平成28年度の取組】

林業研究所では、高い耐震性が求められる住宅の床にスギ等の県産材が使われるよう、住宅で一般的に施工されているスギ厚板張り（厚さ30mm、幅210mm）床面の耐力を向上させるため、厚板同士を緊結するさね加工やネジ間隔等の組み合わせの開発を行っています。



スギ厚板張り床面の面内せん断試験

また、製材前の丸太の密度等から製材後の製材品の含水率とヤング率を推定する技術の開発を行っています。

これにより、低い含水率と高いヤング率が求められる梁桁利用に適した平角材の原木を製材前に選別することができるなど、用途に応じた製材品の原木を選択することが可能となります。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成28年度	平成28年度	平成37年度
森林文化・森林環境教育指導者数	671人	665人	800人
同活動回数	2,147回	2,100回	3,000回

※数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

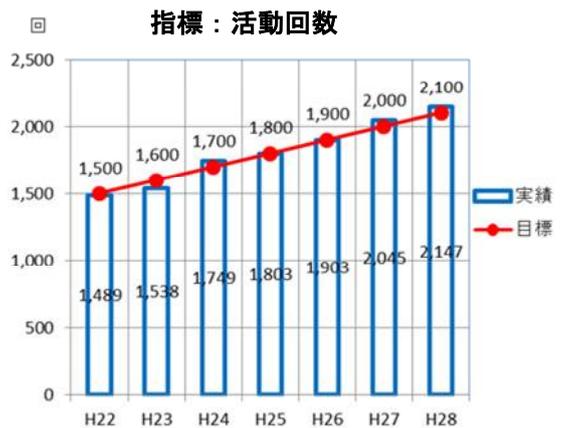
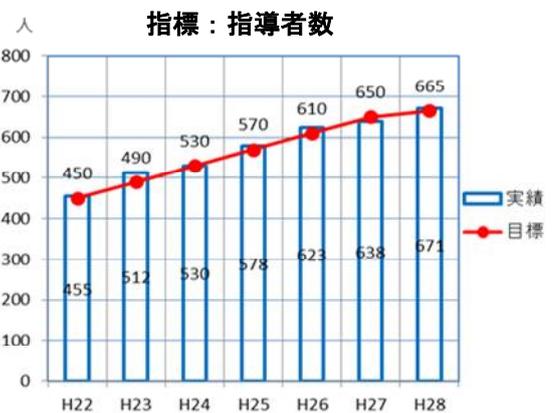
【平成28年度評価】

平成28年度は、地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るため、総合窓口として津市白山町の林業研究所内に「みえ森づくりサポートセンター」を設置しました。同センターでは、市町や学校、森林環境教育指導者等からの森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談に随時対応し、活動のコーディネートや森林環境教育・木育に関する情報収集と発信、普及啓発を行います。

森林環境教育の指導者や森づくり活動者などを対象に、レベルに応じた段階的な研修会等を開催した結果、森林文化・森林環境教育の指導者数は、**671人**となり、目標の**665人**を上回りました。

「三重県民の森」や「上野森林公園」での自然観察会の開催や、「みえ森と緑の県民税」を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、また、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組など、様々な取組を行った結果、森林環境教育等の指導者の活動回数は**2,147回**となり、目標の**2,100回**を上回りました。

平成29年度は、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、学校等からの森林環境教育・木育にかかる各種相談対応や活動のコーディネートをさらに進めるとともに、三重県環境学習情報センターをはじめとする関係機関とのネットワークの構築を図ります。



Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

1 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや、魅力ある地域づくりの取組を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催するとともに、「第3回みえの森フォトコンテスト」では、子ども達から91作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



中学生以上の部 最優秀賞



小学生以下の部 最優秀賞

平成28年に農林水産省が新たに創設した「日本農業遺産」に、尾鷲林政推進協議会が申請した「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が認定されました。江戸期代から約400年にわたり、「尾鷲ヒノキ林業」として脈々と引き継がれてきた人と森林の営みが改めて評価されました。



海岸線から植林された尾鷲地域独自の景観

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、大台町と連携して、「ユネスコエコパークの森で植樹祭」を開催しました。会場では、広葉樹苗木450本を公募で参加した県民95人が植樹したほか、クラフト作りや木工体験などに約500名が参加しました。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



ユネスコエコパークの森で植樹祭

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

【平成28年度の取組】

平成15年度から、団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するため、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成28年度は、「みんなで自然を守る活動認証制度」における新たな認証や、「里地里山保全活動計画認定制度」における活動計画の認定はありませんでした。

平成28年度末現在、みんなで自然を守る活動認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は38団体となっています。

なお、里山林の保全管理や資源利用する活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」では、20の活動団体が約54haの森林整備や竹林整備、95回の森林体験学習等を実施しました。

また、暮らしに身近な森林づくりを進めるため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、伊賀市の「みんなの里山整備活動推進事業」など、9市町で里山や竹林の整備が行われました。



みんなの里山整備活動推進事業（伊賀市）

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、公益社団法人 三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ紀北町の枝垂れ桜や津市芸濃町の椋本の大ムクなど11市町（23箇所）での学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

【みんなで自然を守る活動認証団体・里地里山保全活動計画認定団体数の推移】

区分	H15~21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
認証数	5	2	0	0	0	0	0	0	7
認定数	32	3	0	1	1	0	1	0	38

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

2 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの、森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

【平成28年度の取組】

県政だよりや新聞などにより啓発を行うとともに、ホームページやFacebookページ「みんなで支える三重の森林づくり」により森林・自然、木に関する情報提供を行いました。

また、ニュースレター「みんなで支える森林づくりニュース(年4回)」や「みえの森メールマガジン(年12回)」を発行しました。



ニュースレター
「みんなで支える森林
づくりニュース」

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

【平成28年度の取組】

「三重県民の森」及び「上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、平成28年度は、三

重県民の森で128回、上野森林公園で195回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。



アジサイしおり作り (三重県民の森)



夏のキノコ観察会 (三重県民の森)



トンボ池復活大作戦 (三重県民の森)

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



標本教室（三重県民の森）



ハンモック体験（上野森林公園）



薪割り体験会（上野森林公園）



飛ばそう天高く凧づくり（上野森林公園）

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の教育等を進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年4月に、森林環境教育・木育の総合窓口として、津市白山町の林業研究所内に「みえ森づくりサポートセンター」を設置しました。



「みえ森づくりサポートセンター」の開設

平成28年度は、「森を育む人づくりサポート体制整備事業」において、小学校5年生を対象とした森林環境教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を作成し、県内の小学校へ配布するとともに、学校における森林環境教育・木育の取組をまとめた事例集を作成しました。



森林環境教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

また、森林環境教育の指導者を育成するための講座を14回開催したほか、県内の小学校における森林環境教育の活動支援（出前授業）を19校で行いました。



森づくり体験講座



森林環境教育指導者養成講座（知識編）



森のせんせいスキルアップ講座



森林環境教育の活動支援(四日市市常磐西小学校)



森林環境教育の活動支援(玉城町多城田小学校)



森林環境教育の活動支援(川越町つばめ児童館)

さらに、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した「森と緑の生涯学習事業」（鈴鹿市）や「森林環境教育活動支援事業」（紀北町）など、14市町で小学生や住民を対象とした森林・林業について学習や体験できる取組が実施されました。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



森と緑の生涯学習事業（鈴鹿市）



森林環境教育活動支援事業（紀北町）

「木育」の取組を広く展開するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」と位置付けています。

それらを体験できる場として、県内のイベントなどに「ミエトイ・キャラバン」として23回出展するとともに、三重の木のボールプール「もりぼーる」など、木製遊具の貸出を行いました。



ミエトイ・キャラバン（津市）

森林環境教育指導者育成及び森林環境教育活動支援の実施状況

区分	内容・実施校	
指導者育成講座	森林環境教育基礎研修	計11回 (知識編1回、技術編1回、実践編8回、木育編1回)
	森のせんせいスキルアップ研修	計3回
森林環境教育の活動支援 (出前授業) 19校	桑名市立長島中部小学校	
	四日市市立常磐西小学校	
	津市立栗真小学校	
	津市立北立誠小学校	
	津市立南立誠小学校	
	津市立修成小学校	
	津市立大三小学校	
	津市立誠之小学校	
	津市立一身田中学校	
	津市立一身田中学校国児分校	
	松阪市立射和小学校	
	松阪市立港小学校	
	多気町立外城田小学校	
	玉城町立外城田小学校	
	津市立白塚幼稚園	
	放課後児童クラブ 長島中部学童保育レインボー（桑名市）	
	放課後児童クラブ レインボー駅前（桑名市）	
	放課後児童クラブ なかよしハッピーキッズ（いなべ市）	
	川越町立つばめ児童館	

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成28年度	目標	
		平成28年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	32,692人	31,000人	40,000人

* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

【平成28年度評価】

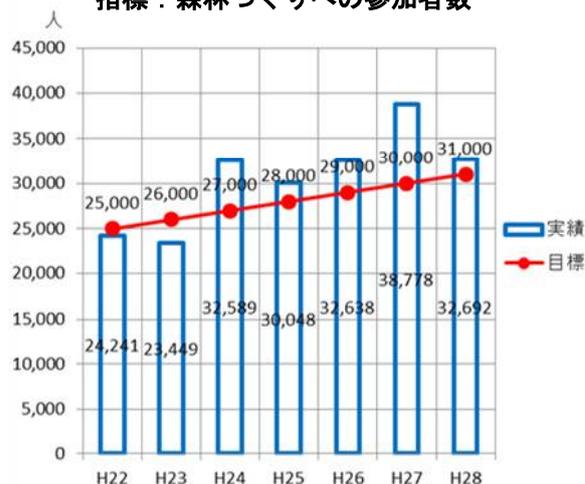
平成28年度は、公益社団法人 三重県緑化推進協会等の関係団体や企業等と連携し、大台町において県民参加の植樹祭を開催したほか、「三重県民の森」や「上野森林公園」での自然観察会等の開催、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は**32,692人**となり目標の**31,000人**を上回りました。

「企業の森」においては、新たに2件の協定を締結して森林保全活動を進めるなど、「企業の森」は着実に増加していますが、企業が希望する活動地の確保が難しくなっています。

こうした取組をさらに進めていくため、ホームページやFacebook、ニュースレター「みんなで支える森林づくりニュース」等のさまざまなツールを活用した情報発信や、イベント等での啓発を行う必要があります。

平成29年度は、森林づくりへの県民参画を進めるため、森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催や県民参加の植樹祭を市町、関係団体等が連携して開催します。また、森林づくりに取り組みたいと考えている企業等への必要な情報提供・技術支援や森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。これらの取組に加え、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、学校や地域での活動を支援することで、森林づくりへの県民参画を推進していきます。

指標：森林づくりへの参加者数



IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、新たに2箇所ですべて「企業の森」協定が締結され、企業による森林整備を進めています。また、みえ森づくりサポートセンターにおいて、森林ボランティア活動における基礎的な知識と技術の習得を図るため、森づくり活動初心者講習（現地実習編）を開催しました。

さらに、森林整備の適正な技術の習得を



企業の森（東邦ガスの森おおだい）記念植樹会
目的とした、刈り払い機やチェーンソー作業安全衛生教育など、森づくり活動に必要なスキルアップ講習や活動に必要な物品の貸出を行いました。



チェーンソー作業安全衛生教育講習会

「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市) プリマハム(株)(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、(株)損保ジャパン(津市)、ネットトヨタ三重(株)(松阪市) シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)	12.9
平成20年度	(株)百五銀行(津市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)(熊野市) 四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、城南建設(株)(松阪市) JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力 & NPO 中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、東海ゴム工業(株)(松阪市) 清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、津商工会議所(津市) (株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、NTT西日本三重支店(津市)	72.4
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市)、エレコム(株)(志摩市)	13.3
平成24年度	(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市) (株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
平成26年度	味の素ゼネラルフーズ(株)(亀山市)、東洋ゴム工業(株)桑名工場(東員町) (一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、(株)エイチワン(亀山市) 紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)	11.3
平成27年度	楽天(株)(菰野町)、JAバンク三重(大台町)	3.3
平成28年度	東邦ガス(株)(大台町)、本田技研工業(株)(亀山市)	3.2
計	43箇所	202.8

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、林業経営者や現場で働く若者との意見交換を行うとともに、県内9地区において、林業・木材産業関係者や市町等との検討会を開催し、森林・林業の将来像等に関する意見などの聴き取りを行いました。その後、有識者による検討委員会を立ち上げ、長期的な視野に立った森林・林業の将来像について議論を重ね、これらの成果を「森林・林業のあるべき姿」として取りまとめました。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を行いました。

また、公益財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、菰野町など県内7箇所に桜苗木を計500本配布しました。



緑の募金街頭キャンペーン（イオンタウン菰野）

2 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

【平成28年度の取組】

平成28年度は、多くの方に楽しみながら森林や自然に対する理解や関心を高めってもらうため、10月22日(土)にみえこども城(松阪市)で「みえ子ども森の学びサミット」(来場者：約2,000人)を開催しました。



森の学び取組発表会（松阪市）



みえ子ども森の学びサミット（松阪市）

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

また、県内8地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の学校」を開催しました。



森の学校（津市）「どんぐりクラフトづくり」



森の学校（津市）「森の紙芝居」



森の学校（伊勢市）「組子のコースターづくり」



森の学校（紀和町）「組子のコースターづくり」

もりづくり月間の取組

区分	開催場所	イベント内容等
みえ子ども森の学びサミット	みえこどもの城	森の学び取組発表会、時を刻むクルマ「SETSUNA」展示 ミエトイ・キャラバン、森と木の音楽会、森の学校、クップ体験 ほか
森の学校(四日市)	三重県環境学習情報センター	丸太切りと木製コースターづくり、ミエトイ・キャラバン
森の学校(津)	津市丸之内商店街	竹ぼっくりや自然の素材で作る工作
森の学校(松阪)	みえこどもの城	「森の探検隊」ネイチャーゲーム、ミエトイ・キャラバン
森の学校(大台)	大台町役場周辺	森のクイズと森と木の紙芝居、ミエトイ・キャラバン
森の学校(伊勢)	三重県営サンアリーナ	木の端材を使った組子のコースターづくり、ミエトイ・キャラバン
森の学校(伊賀)	上野森林公園	「森の工作」伊賀産材を使った箸と巣箱づくり 「森の探検隊」ネイチャーゲームほか
森の学校(尾鷲)	尾鷲市役所体育館前	ネイチャーゲーム「自然の中の不思議さがし」 自然素材で工作「どんぐりストラップづくり」ほか
森の学校(熊野)	紀和町B&G海洋センター周辺	木の端材を使った「組子のコースターづくり」 木工クラフトほか

V 主な施策と予算

【基本方針】 【基本施策】

【平成28年度に講じた主な取組と当初予算額】

森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	県単森林環境創造事業費	77,521 千円		
		・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進			
		特定水源地域適正管理推進事業費	270 千円		
		・特定水源地域内の森林の適正な管理の促進			
		造林事業費	360,234 千円		
		・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進			
		森林経営計画作成推進事業費	18,222 千円		
		・林業事業者等による森林経営計画作成に必要な地域活動の促進			
		災害に強い森林づくり推進事業費	720,084 千円		
		・流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採など災害に強い森林づくりの推進			
森林の区分に応じた森林管理の推進	森林の区分に応じた森林管理の推進	県行造林事業費	42,162 千円		
		・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進			
		治山事業費	1,838,129 千円		
		・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進			
		県単治山事業費	1,450,676 千円		
		・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進			
		地域森林計画編成事業費	5,173 千円		
		・地域の特性に応じた森林施策の推進目標や森林管理指針の整備			
		林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	森林整備加速化・林業再生基金事業費	225,856 千円
				・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進	
林道事業費	485,974 千円				
・森林整備につながる林道などの路網整備の促進					
林業・木材産業構造改革事業費	265,683 千円				
・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施					
低コスト造林事業費	104,439 千円				
・低密度植栽による植栽から育林までの林業のトータルコストを低減する取組の促進					
森林・林業躍進プロジェクト事業費	8,301 千円				
・林業の活性化に向けた川上、川中、川下の一体的な対策を実施					
担い手の育成及び確保	担い手の育成及び確保	林業担い手育成確保対策事業費	4,013 千円		
		・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進			
		森林育成促進資金貸付事業費	130,265 千円		
		・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付			
		普及指導活動事業費	6,313 千円		
・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施策に関する指導の実施					
県産材の利用の促進	県産材の利用の促進	林業人材育成・確保事業費	16,070 千円		
		・高性能林業機械オペレータ、架線集材技術者等主伐のできる人材の育成			
		「もっと県産材を使おう」推進事業費	6,023 千円		
・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進					
木質バイオマスエネルギー利用促進事業費	3,246 千円				
・未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーに有効活用するための体制を構築					

V 主な施策と予算

森林文化及び 森林環境教育の振興	森林文化の振興	森を育む人づくりサポート体制整備事業 ・学校や地域で実施する森林環境教育や森づくり活動をサポート	30,000 千円
	森林環境教育の振興		
森林づくりへの 県民参画の推進	県民・NPO・企業等の森林づくり活動の促進支援	みんなで作る三重の森林事業 ・森づくりに関する情報提供やマッチングなどを行い、さまざまな主体の森林整備や緑化活動への参加を促進	1,557 千円
	森林づくりの意識の啓発	みえ森と緑の県民税基金積立金事業 ・平成28年度の「みえ森と緑の県民税」の税収を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立て、税事業の用途を明確化	1,087,398 千円
		みえ森と緑の県民税市町交付金事業 ・市町が地域の実情に応じて森林づくりの施策を展開	406,376 千円
		みえ森と緑の県民税制度運営事業 ・みえ森と緑の県民税導入に伴う県民への普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営、基金事業の実績等の管理等	9,044 千円

參考資料

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること(以下「三重のもりづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（森林の整備及び保全）

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（効果的かつ効率的な森林づくり）

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（林業及び木材産業等の健全な発展）

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担い手の育成及び確保）

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林環境教育の振興）

第十八条 県は、三重のもりづくりに県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

I 三重の森林づくり条例

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めています。これは、「協創」の考え方で合致するものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」（以下「基本計画2012」といいます。）を策定します。

2 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	7,249ha	84,000ha	140,000ha

* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

* 現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
県産材 (スギ・ヒノキ) 素材生産量	239千m ³	402千m ³	498千m ³

* 数値は、木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林文化・森林 環境教育 指導者数及び 活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

* 数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

* 現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな

な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(公社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った、森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1-(1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1-(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2-(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2-(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

2-(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3-(1) 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3-(2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを

進めます。

4-(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において

必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供

等を行います。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4-(1)】

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4-(2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

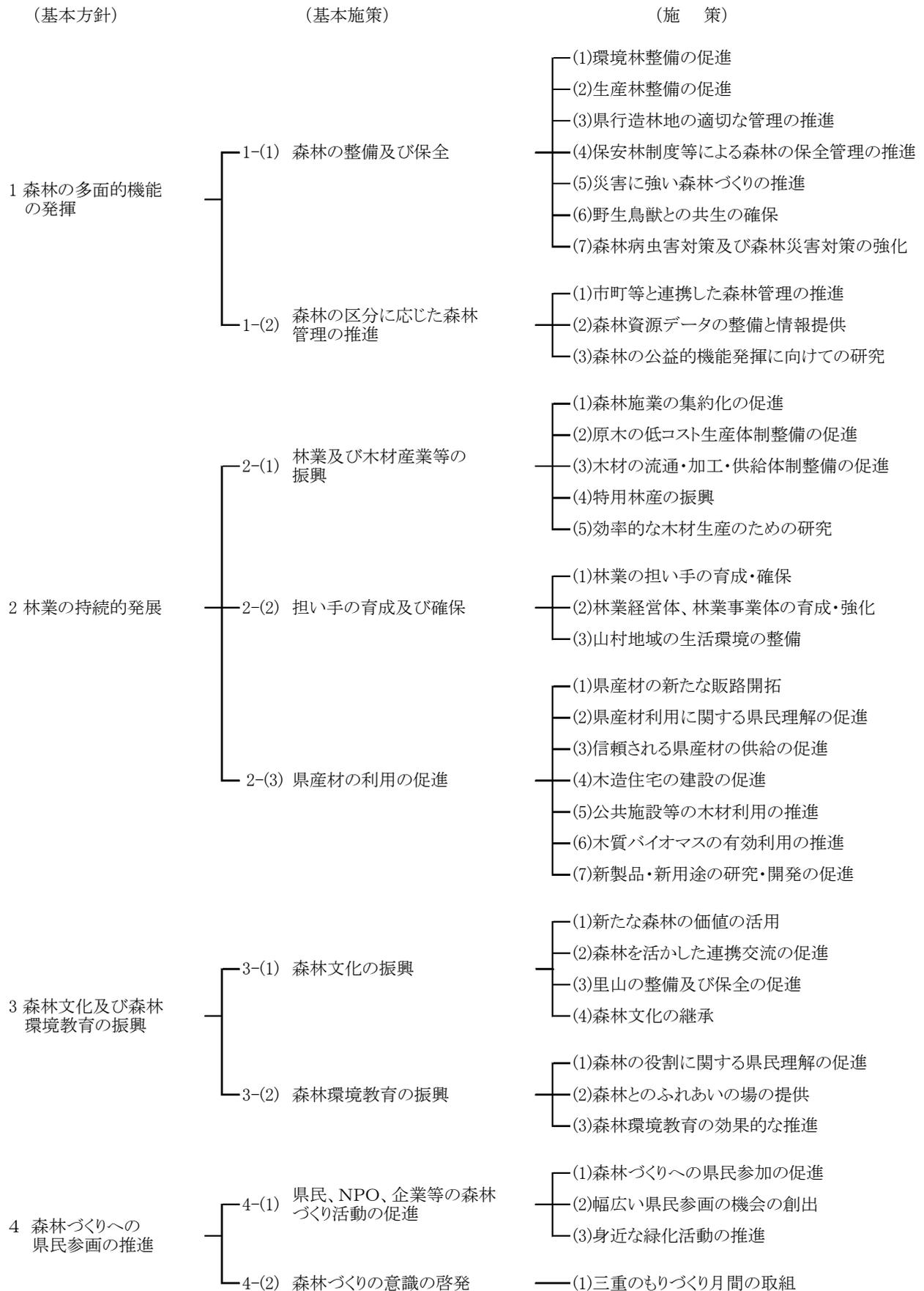
また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅲ 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系



ア 行

あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

一貫作業

伐採に使用した機械を使って、伐採後すぐに地拵え、再造林を連続して行う作業のこと。苗木の運搬や地拵えを機械を使って行うことができ、作業全体の効率化が図れるとともに、コンテナ苗を使用することで、季節を選ぶことなく年中作業が可能となる。

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

エリートツリー

精英樹の中の優良なもの同士を掛け合わせて育成し、その中からさらに優れた個体を選抜した第2世代以降の精英樹で、成長など優れた性能を有する樹木のこと。

カ 行

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林。

間伐

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から主伐までの間に、育成目的に応じて間断的に実施。

- ・ 搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。
- ・ 伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運搬する集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

合板

薄く切った単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を90°互い違いに重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

構造用合板

合板のうち、構造耐力上主要な部分に用いる目的で作られたもの。構造用合板は、主に木造建築物の、壁下地材・床下地材・屋根下地材として用いられる。

コンテナ苗

特殊な形のコンテナ容器を使って育てた根鉢（土）付きの苗木のこと。根鉢が付いているため、裸苗と比べて細かい根が育ち、根づきが良好で、初期成長が早く、真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

CLT

Cross Laminated Timberの略。

ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工性の速さや、RC造などと比べ軽量なことも特徴。日本では2013年12月にJAS（日本農林規格）が制定された。JASでの名称は「直交集成板」。

GIS

Geographic Information Systems

の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年春から夏の間実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

一般社団法人 全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林

施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林経営計画制度

平成 23 年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた、5年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。

国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る再生可能な資源であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な、林道等の施設の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林ゾーニング

森林を、機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に

発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や、人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林が持つ機能。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした県民一人一人の、生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専門家以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。

平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林・林業再生プラン

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21（2009）年12月に策定。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を、長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後 3年以上経過しても更新が完了していないもの。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別（158計画区）に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

夕行

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ行

フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ行

「三重の木」認証制度

木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

みえ森と緑の県民税

三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入した。税収を活用して

- ①土砂や流木を出さない森林づくり
 - ②暮らしに身近な森林づくり
 - ③森を育む人づくり
 - ④木の薫る空間づくり
 - ⑤地域の身近な水や緑の環境づくり
- の5つの対策に関する事業を実施。

みえ森づくりサポートセンター

森林環境教育、木育、森づくり活動を県内に広げていくための総合窓口として開設。みえ森と緑の県民税を活用して運営を行う。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

木育

子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

森づくり活動

里山などのフィールドにおいて、NPOや任意団体などが歩道作設・修理、地拵え、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、林内清掃などを非営利かつ自発的に行うこと。

ラ行

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林業大学校

林業を担う人材の育成を目的として、都道府県の条例等に基づき設置される林業者研修教育施設。農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設（農業大学校等）の林業課程として設置されているものもある。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年を一括りにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。

三重の森林づくり実施状況報告書 (平成28年度版)

平成29年10月
三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070